

埼玉県県営住宅等農園利用要綱

(目的)

第一条 この要綱は、埼玉県（以下「県」という。）が管理する県営住宅、特別県営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）に入居する者（以下「入居者」という。）が、県営住宅等の敷地内に整備された農園（以下「農園」という。）で野菜や草花（以下「農作物」という。）を共同で栽培することにより、入居者同士が交流する機会づくりとなることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格)

第二条 農園の利用者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 入居者であること
- 二 埼玉県県営住宅等農園利用要綱（以下「当要綱」という。）を遵守できること

(農園の運営団体)

第三条 農園を運営する団体（以下「運営団体」という。）は、県営住宅等の自治会又は利用者で構成する任意の団体とする。

- 2 運営団体になろうとする者は、農園運営団体届出書（様式第1号）を県へ提出するものとする。
- 3 運営団体は、前年度の活動状況について、5月末までに、農園活動報告書（様式第2号）を県へ提出するものとする。
- 4 運営団体を変更する場合（代表者のみ変更する場合を含む）は、農園運営団体変更届出書（様式第3号）を県へ提出するものとする。

(農園の運営)

第四条 運営団体は、農園の運営にあたり、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 利用者の募集や脱退に関すること
 - 二 作付計画を作成すること
 - 三 農作物の栽培管理に関すること
 - 四 動物からの農作物防除に関すること
 - 五 雑草の除草に関すること
 - 六 ごみの廃棄に関すること
 - 七 収穫物の分配に関すること
 - 八 農園の運営に係る費用に関すること
 - 九 当要綱に定める届出等の手続きを行うこと
- 2 運営団体は、農園の運営にあたり、運営会則を作成するものとする。

(農園の運営費用)

第五条 農園の使用料は無料とする。

- 2 農園の運営にかかる一切の費用（水道代及び農機具、種苗、肥料等の購入費用等）は、運営団体の負担とする。

(農園の破損)

第六条 農園の破損があった場合は、県が修繕する。

- 2 前項に関わらず、利用者等が故意又は重過失により農園を破損させた場合は、その者が修繕費用を負担するものとする。

(農園の利用時間)

第七条 農園の利用時間は、日の出から日没までとする。

(利用者以外の者の農園利用)

第八条 運営団体が認めた場合は、利用者以外の者も農園を利用することができる。ただし、利用者以外の者は、必ず利用者と共同で作業をするものとする。

(注意事項)

第九条 利用者は、次の各号に掲げる注意事項に留意して農園を利用するものとする。

- 一 農園内に雑草が生えている場合は、利用者同士が協力して除草し、常に美化を心掛けるとともに、病虫害の発生防止に努める。
- 二 農園に設置された水道は、農作物栽培への散水や道具の洗浄等に使用し、それ以外の目的での使用はしない。
- 三 農園内から出る不要な農作物や使用資材等のごみは、利用者が持ち帰る等して適切に処理する。
- 四 農薬を使用する場合は、使用上の注意をよく読んで、周囲に迷惑がかからないよう十分注意して取り扱う。
- 五 肥料や農機具等は、農園内の物置等で保管し、農園内に放置しない。
- 六 早朝時等に農園内で作業する時は、近隣住民に迷惑がかからないよう、静穏を保つようにする。

(禁止事項)

第十条 利用者は、農園内で、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 建物及び工作物を設置すること
- 二 営利を目的として農作物を栽培すること
- 三 果樹や樹木等の永年性作物で、容易に伐根できない作物を栽培すること
- 四 第三者に転貸すること
- 五 廃物、汚物、資材等の農作物栽培に必要としない物の搬入及び耕土の搬出をすること
- 六 たき火をすること及び火気を使用すること

- 七 近隣住民や通行人等に迷惑をかけるような騒音や悪臭等を発生する行為をすること
- 八 その他、当要綱の規定事項に反すること

(禁止事項に違反した利用者)

第十一条 利用者が前条に規定する禁止事項に違反する行為をした時は、農園の利用はできないものとする。

(農園の運営中止)

第十二条 県は、運営団体が当要綱に従い農園を適切に運営していないと認める時は、農園運営団体中止通知書(様式第4号)を運営団体に通知し、農園の運営を中止させることができる。

- 2 運営団体は、前項の規定により通知を受けた時は、農園の運営をただちに中止するとともに、農園を原状回復しなければならない。

(その他)

第十三条 運営団体は、農園の利用に伴う地上権等その土地に係わる一切の法的権利を有しないものとする。

- 2 農園内における盗難や他人とのトラブルによる傷害事件等が発生した場合は、運営団体は、すみやかに最寄りの警察署等へ届け出るとともに、農園事件等報告書(様式第5号)により県に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月12日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

農園運営団体届出書

埼玉県都市整備部住宅課長

県営〇〇住宅 △△△△△

代表 〇〇 〇〇 印

県営〇〇住宅に設置された農園の運営団体等について、次のとおり届出します。

農園名称	〇〇〇〇〇
運営団体	△△△△△ (代表者 〇〇 〇〇 (電話 - -))
利用者	名 (別添「利用者名簿」のとおり)
運営会則	別添のとおり

<自治会記入欄>

上記の届出について、承認します。

県営〇〇住宅自治会 会長 〇〇 〇〇 印

様式第2号

令和 年 月 日

農園活動報告書（令和〇〇年度）

埼玉県都市整備部住宅課長

県営〇〇住宅 △△△△△

代表 〇〇 〇〇 印

県営〇〇住宅に設置された農園について、次のとおり活動状況を報告します。

農園名称	〇〇〇〇〇	
利用者	名（令和 年 月 日時点） （別添「利用者名簿」のとおり）	
活動状況	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	

様式第3号

令和 年 月 日

農園運営団体変更届出書

埼玉県都市整備部住宅課長

県営〇〇住宅 △△△△△

代表 〇〇 〇〇 印

県営〇〇住宅に設置された農園の運営団体について、次のとおり変更するため、届出します。

農園名称	〇〇〇〇〇
運営団体 (変更前)	△△△△△ (代表者 〇〇 〇〇 (電話 - -))
運営団体 (変更後)	△△△△△ (代表者 〇〇 〇〇 (電話 - -))
利用者	名 (別添「利用者名簿」のとおり)
運営会則	別添のとおり

※代表者のみ変更する場合は、「利用者」及び「運営会則」の欄の記入は省略することができる。

<自治会記入欄>

上記の届出について、承認します。

県営〇〇住宅自治会 会長 〇〇 〇〇 印

様式第4号

令和 年 月 日

農園運営団体中止通知書

県営〇〇住宅 △△△△△

代表 〇〇 〇〇 様

埼玉県都市整備部住宅課長

〇〇 〇〇

県営〇〇住宅に設置された農園について、次の理由により、農園の運営が適切でないと認めるため、埼玉県県営住宅等農園利用要綱第十二条第1項に基づき、農園の運営を中止する。

農園名称	〇〇〇〇〇
運営団体	△△△△△ (代表者 〇〇 〇〇)
中止する理由	

様式第5号

令和 年 月 日

農園事故等報告書

埼玉県都市整備部住宅課長

県営〇〇住宅 △△△△△

代表 〇〇 〇〇 印

県営〇〇住宅に設置された農園について、事故等が発生したため、次のとおり報告します。

農園名称	〇〇〇〇〇
事故等の概要	【発生日】 令和 年 月 日 【事故等の内容】 ・ ・
運営団体の対応	【対応日】 令和 年 月 日 【対応内容】 ・ ・